

ひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき相互援助活動を実施した援助会員に利用料を支払った母子家庭、父子家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）である依頼会員に対し、利用料の全部または一部を助成することに関し必要な事項を定めることにより、ひとり親家庭の就労支援及び育児の負担軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、神戸市とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人や介護事業者等に委託することができる。

(補助の対象者)

第3条 支援対象家庭は、原則として神戸市内に居住するひとり親家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。なお、この事業において、「児童」とは、小学校6年生以下のものをいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）（以下「法」という。）第6条第1項に規定する女子で、現に児童を扶養している母子家庭。
- (2) 法第6条第2項に規定する男子で、現に児童を扶養している父子家庭

(対象者の登録等)

第4条 利用料の補助金を受けようとするものは、あらかじめ、必要な書類を添えてひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金登録申込書（様式1号）により市長に事前登録を申し込まなければならない。

なお、申請者の属する世帯の課税状況及び児童扶養手当受給状況を確認することができる書類について、申請者の同意に基づき他の方法により確認できる場合は提出を要しない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、登録の可否を決定し、ひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金登録済通知書またはひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金登録不承認通知書によりひとり親家庭等に通知しなければならない。

3 事前登録を承認したときは、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 母子世帯等の住所及び連絡先並びに世帯構成
- (2) 母子家庭、父子家庭の別及びひとり親家庭等となった日付
- (3) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、これら以外の世帯の別
- (4) 児童の健康状態等に関する留意すべき事項

4 事前登録の承認を受けたものは、前項の事前登録の内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行わなければならない。また、毎年7月に登録内容の更新を行なうため、必要な書類を添えて更新手続きを行わなければならない。

なお、申請者の属する世帯の課税状況及び児童扶養手当受給状況を確認することができる書類について、申請者の同意に基づき他の方法により確認できる場合は提出を要しない。

(利用の申し込み等)

第5条 ひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金の利用は、事前登録を済ませた母子世帯等の申出に基づいて行うものとする。

2 利用は原則、1か月あたり10日程度とし、24時間を限度とする。

(費用の負担)

第6条 対象者が、ファミリー・サポート・センター利用に要する費用について、市は利用料として当該費用を負担しなければならない。ただし、利用者が利用料として全額を負担した場合には、「ひとり親家庭のためのファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱」に基づき、利用者は、市負担分について補助金を受けることができるものとする。

2 市と利用者の負担割合は次のとおりとする。

生活保護を受けているひとり親家庭等

利用の1日に対して、要した費用の10割を市が負担するものとする。

市県民税が非課税となっているひとり親家庭等

利用の1日に対して、要した費用の9割を市が、1割を利用者が負担するものとする。

その他のひとり親家庭等

利用の1日に対して、要した費用の5割を市が、5割を利用者が負担するものとする

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付を受けようとするひとり親家庭は、補助金交付申請書(様式第2号)を補助の対象となるファミリー・サポート・センターの利用のあった月の3か月以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付額を決定し、交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、ひとり親家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は細目で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月6日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

(母子家庭等介護人派遣事業実施要綱の廃止) (昭和56年11制定)

2 母子家庭等介護人派遣事業実施要綱(昭和56年11月1日民生局長決定。以下「旧要綱」という)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により介護人派遣の決定を受けている者については、同要綱はこの要綱の施行後も、なおその効力を有する。また、第12条の規定にする費用の負担について、施行日までに利用者の負担が生じたものについては、その費用を免除する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年11月10日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月19日から施行し、平成30年3月19日より適用する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

(「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」及び「ひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱」の廃止)

2. ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成15年11月6日制定)及びひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱(平成26年10月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

3. この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定によりひとり親家庭等日常生活支援事業の決定を受けている者については、同要綱はこの要綱の施行後も、その効力を有する。